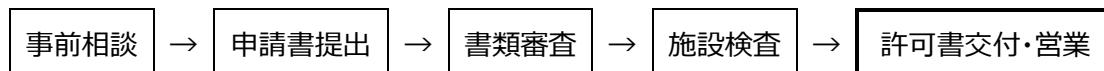


<温泉利用許可等の手引き>

(令和8年4月改訂)

盛岡市内で、温泉を公共の浴用又は飲用に使用する場合は、事前に、盛岡市保健所長の許可を受ける必要があります（盛岡市以外の場合は、利用場所を所管する地方振興局が窓口となります）。

1 手続きの流れ



※申請から許可までの標準処理日数は20日です（閉庁日を除く。）。書類に不備があったり施設検査で基準に適合しなかったりした場合はこの限りではありません。

※着工前に基準に適合することを確認するため、事前相談をお勧めします。

※施設検査は、原則火曜日と木曜日に行います。実際に利用開始できるところまで準備が整った状態で検査します。

2 申請書類等

- 温泉利用許可申請書（手数料：35,000円）
- 誓約書（温泉法施行規則第7条）
（温泉法による処分を受けたことがあって2年以内の者ではないことを誓約するもの）
- 温泉利用施設の概要（用紙あり）
- 分析後10年以内の温泉成分分析書の写し
（利用施設における温泉の成分等がゆう出口における成分等と明らかに異なっている場合は、利用施設における温泉成分分析書の写しも添付）
- 縮尺・寸法が明示された、利用施設の平面図、断面図、配管図
 - ・平面図：建物平面図、浴室又は飲泉場所の詳細な平面図
 - ・断面図：浴室又は飲泉場所の断面図
（浴用の場合は、隣接する浴室間の隔壁の構造、浴槽湯面の高さや注湯口高さ、洗い場の高さ、浴槽の深さなどを確認します。飲用の場合は、飲泉口が汚染されやすい高さではないかなどを確認します。）
 - ・配管図：源泉から浴室（又は飲泉場所）までの温泉配管が分かるもの。途中に源泉槽や中継槽、循環ろ過設備などがある場合は、それらも明記願います。
- 温泉を利用する権利を証する書類（※分湯を受けている場合。給湯契約書など。）
- （営業者が法人の場合）登記事項証明書
- （飲用許可申請の場合）
 - ・一般細菌、大腸菌群、全有機炭素（TOC）に係る水質検査成績書の写し
（検査後1ヶ月以内のもの）
 - ・ひ素、銅、ふっ素、鉛、水銀、遊離炭酸に係る水質検査成績書の写し
（検査後1年以内のもの。※温泉成分分析書が分析後1年以内のものである場合は、この水質検査成績書は省略できます。）

○申請書ダウンロードページ【広報ID：1015163】

「盛岡市公式ホームページ」→「オンラインサービス」
→「申請書ダウンロード」→「保健所」→「生活衛生」
→「温泉」の各項目

○お問い合わせ先

盛岡市保健所生活衛生課
〒020-0884 盛岡市神明町3番29号 5F
電話 019-603-8310 ファクス 019-654-5665
メール：seikatsueisei@city.morioka.iwate.jp

3 温泉の掲示内容届について

温泉利用施設では、利用者の見やすい場所に、温泉成分や禁忌症などを掲示しなければなりません。提出書類は、次のとおりです。

- 温泉の掲示内容届
- (浴用の場合)温泉の成分、成分に影響を与える項目並びに禁忌症、入浴上の注意及び適応症
- (飲用の場合) 温泉の成分並びに禁忌症、飲用上の注意及び適応症
- 掲示場所を明示した利用施設の平面図

4 浴用の場合の施設基準について

総硫黄を1キログラム中2ミリグラム以上含有する温泉の場合、硫化水素による事故を防止するため、換気孔等の位置や浴槽湯面の高さについて基準が設けられています。詳しくは別紙「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準（環境省告示）」をご覧ください。

※総硫黄とは、硫化水素イオン、チオ硫酸イオン、遊離硫化水素を指し、次の式で計算します。

$$\text{総硫黄(S)} = [\text{HS}^-] \times 32.06 / 33.0679 + [\text{H}_2\text{S}] \times 32.06 / 34.0758 + [\text{S}_2\text{O}_3^{2-}] \times 32.06 \times 2 / 112.1182$$

[]内は濃度[mg/kg]を示します。

5 利用許可の単位について

浴用の場合は原則として浴室ごとに、飲用の場合は飲泉口ごとに許可が必要です。詳しくは別紙「温泉利用許可の単位」をご覧ください。